

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年11月11日(2022.11.11)

【公開番号】特開2021-23334(P2021-23334A)

【公開日】令和3年2月22日(2021.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2021-009

【出願番号】特願2019-140519(P2019-140519)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 651

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月2日(2022.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のシーンから構成されている演出を複数有しており(以下、「複数のシーンから構成されている演出」の集合を「所定演出群」と称す)、

動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列(以下、「動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列」を「台詞文字」と称す)が表示され得る複数の演出を有しており、

前記複数の演出のうち、スタートスイッチの操作に基づいて台詞文字が表示される割合と、最終停止操作に基づいて台詞文字が表示される割合とを比較すると、最終停止操作に基づいて台詞文字が表示される割合の方が多くなるよう構成されており、

所定演出群には所定演出を含んでおり、

所定演出は、複数遊技に亘って継続する演出であり、

所定演出群に属する各演出に対応して表示されるシーンは、停止されるリールの種類に関わらず、n(nは数値)番目の停止操作に基づいて切り替わる場合があるよう構成されており、

所定演出は、或る遊技における最初の停止操作に基づいて表示される第1シーンと、或る遊技における最後の停止操作に基づいて表示される第2シーンと、を少なくとも有し、或る遊技における最初の停止操作に基づいて表示される第1シーンは、他の停止操作が行われなければ次のシーンを表示しないよう構成されており、

或る遊技における最後の停止操作に基づいて表示される第2シーンは、次遊技の開始に関するスタートスイッチの操作が行われなければ次のシーンを表示しないよう構成されており、

所定演出群に属する全ての演出のうち最後の停止操作に基づいてシーンが切り替わる場合を有する演出の割合の方が、所定演出群に属する全ての演出のうち最初の停止操作に基づいてシーンが切り替わる場合を有する演出の割合よりも、多くなるよう構成されている遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

40

50

【補正の内容】**【0029】**

本発明は、以下のような特徴を備えている。なお、以下の特徴構成の説明では、後述する実施形態において対応する構成の一例を括弧書きで示している。

本発明に係る遊技機は、複数のシーンから構成されている演出を複数有しており（以下、「複数のシーンから構成されている演出」の集合を「所定演出群」と称す）、動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列（以下、「動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列」を「台詞文字」と称す）が表示され得る複数の演出を有しており、前記複数の演出のうち、スタートスイッチの操作に基づいて台詞文字が表示される割合と、最終停止操作に基づいて台詞文字が表示される割合とを比較すると、最終停止操作に基づいて台詞文字が表示される割合の方が多くなるよう構成されており、所定演出群には所定演出を含んでおり、所定演出は、複数遊技に亘って継続する演出であり、所定演出群に属する各演出に対応して表示されるシーンは、停止されるリールの種類に関わらず、 n （ n は数値）番目の停止操作に基づいて切り替わる場合があるよう構成されており、所定演出は、或る遊技における最初の停止操作に基づいて表示される第1シーンと、或る遊技における最後の停止操作に基づいて表示される第2シーンと、を少なくとも有し、或る遊技における最初の停止操作に基づいて表示される第1シーンは、他の停止操作が行われなければ次のシーンを表示しないよう構成されており、或る遊技における最後の停止操作に基づいて表示される第2シーンは、次遊技の開始に関するスタートスイッチの操作が行われなければ次のシーンを表示しないよう構成されており、所定演出群に属する全ての演出のうち最後の停止操作に基づいてシーンが切り替わる場合を有する演出の割合の方が、所定演出群に属する全ての演出のうち最初の停止操作に基づいてシーンが切り替わる場合を有する演出の割合よりも、多くなるよう構成されている。

10

20

30

40

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0030****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0030】**

参考態様の遊技機は、複数のストップスイッチと、画像表示部と、を備えた遊技機（例えば、スロットマシン）であって、前記画像表示部には、第1表示（例えば、字幕演出表示）が表示される場合を有し、第1表示は、文字として識別できる表示であり、第1表示として、所定の第1表示（例えば、第1の字幕演出表示JD1）と、特定の第1表示（例えば、第2の字幕演出表示JD2）とを少なくとも有し、1遊技中で開始して終了する単発演出と、複数遊技に亘って継続する連続演出と、を有し、前記画像表示部に前記単発演出が表示される1遊技中において前記画像表示部に第1表示が表示される場合（以下、第1の場合と称する）と、前記画像表示部に前記連続演出が表示される1遊技中において前記画像表示部に第1表示が表示される場合（以下、第2の場合と称する）とを比較すると、前記第1の場合よりも前記第2の場合の方が、前記複数のストップスイッチのうち最初に停止操作される所定のストップスイッチの停止操作が受け付けられたことを契機として第1表示が表示される割合が高いことを特徴とする。

50